



薬剤師・薬局における喫緊の課題と それに関する要望事項について

令和4年12月5日

自由民主党 薬剤師問題議員懇談会
ご説明資料

公益社団法人 日本薬剤師会

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved.



本資料の内容



1. 令和5年度薬価改定(中間年改定)
2. 物価高騰への対応
3. 規制改革関連事項への対応
 - ① 調剤業務の一部外部委託
 - ② 訪問看護ステーションの配置可能医薬品の対象拡大
4. 医療DXの推進
5. セルフケア／セルフメディケーションの推進



<1. 令和5年度薬価改定>



◆ 中間年薬価改定における適切な対応

- 薬価改定は、その都度、薬局経営に大きな影響を与える。
- 頻回もしくは過度な薬価改定は、薬局の事業継続を困難にするだけでなく、医薬品の安定供給への影響も危惧される。
- 中間年改定は、2年に1度の通常改定とは位置付けが異なるものであり、その対象範囲は、平成28年の4大臣合意に基づいて「価格乖離の大きな品目」のみに限定すべき。
- また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による薬局への影響など、想定を超える状況が生じていることを考慮し、実施の是非については慎重に判断していただきたい。

<2. 物価高騰への対応>



◆ 薬局における物価高騰への支援

- 水道光熱費や原材料費等の物価高騰は、国民の生活と同様、薬局の経営にも大きな影響を及ぼしている。
- 国が定める公定価格で運営される保険調剤は、物価高騰の影響を価格に転嫁することはできないため、特に小規模な薬局では経営努力だけで対応することは極めて困難な状況である。
- このような状況下でも、地域への医薬品提供を担う薬局が、その責任・役割を果たせるよう、財政支援をお願いしたい。

<3. 規制改革関連事項への対応>



- ① **調剤業務の一部外部委託** (⇒ 安全かつ慎重に進めるべき)
 - 厚生労働省WGによる「とりまとめ」(令和4年7月)で整理された内容に基づいて、安全かつ慎重に検討を進めていくことが必要。
 - 厚労省「とりまとめ」を無視し、また、早期実施のためだけに、国家戦略特区等を利用して強引に実証を進めることは認められない。
- ② **訪問看護ステーションの配置可能医薬品の対象拡大** (⇒ 反対)
 - 急を要する場合など事前指示で想定されていないために処方される薬剤の提供については、訪問看護ステーションに配置可能な医薬品の対象を拡大することでは解決せず、また、薬剤師以外の者による調剤を可能とするものであり反対。
 - 在宅患者への適切な医療提供のためには、それぞれの専門職種が有機的に連携し合うことにより、必要な対応を検討もしくは講じるべきであり、規制改革事案として解決を図るべきことではない。

<4. 医療DXの推進>



◆ 医療DXの推進に向けた支援

- 薬局においては、オンライン資格確認に係る体制整備をはじめ、電子処方箋の応需体制やHPKI(薬剤師資格証)の発行について、鋭意、対応を進めているところ。
- 今後は、さらなる医療DXの推進への取り組みや、体制整備に係る維持管理コスト等が必要となってくることから、それらに対する制度面ならびに財政面での支援をお願いしたい。

<5. セルフケア／セルフメディケーションの推進>



◆ セルフケア／セルフメディケーションの推進に関する支援

- 新型コロナに係る抗原定性検査キットの販売を含め、OTC薬の販売について積極的に取り組んでいる。
- 限りある医療資源の中で医療崩壊を防ぎ、適切な医療を提供するためには、薬局への新型コロナ・インフル同時検査キットの供給が不可欠であり、安定した流通体制の整備をお願いしたい。
- また、スイッチOTCの普及や緊急避妊薬の処方への対応など、さらなる取り組みが求められている。
- 積極的なセルフケア／セルフメディケーションの推進のため、制度面を含めた支援をお願いしたい。



以上です。

どうぞよろしくお願いいたします。